

令和２年度重症心身障がい・発達障がい支援者育成業務

仕 様 書

この仕様書は、重症心身障がい及び発達障がいについて医療と福祉の連携による支援を担う人材を育成するために、看護職員等向けの研修（重症心身障がい）と相談員等向けの研修（発達障がい）を実施する本業務の仕様について定めるものである。

1 委託業務名

令和２年度重症心身障がい及び発達障がい支援者育成業務

2 実施期間（予定）

令和２年４月１日から令和３年３月３１日までとする。

3 実施主体

実施主体は県とし、本県に主たる事務所を置き、県内の医療機関、障がい福祉関係機関等とのネットワークを有し、岩手県立療育センター及び岩手県発達障がい者支援センター（以下「センター等」という。）と連携した重症心身障がい児・者への支援実績及び発達障がい児・者への支援実績のあるものに業務を委託して実施する。

4 事業の目的

重症心身障がい及び発達障がいに係る地域の支援者を育成することにより、一定の支援は地域の支援者が受け持ち、センター等では地域で対応が困難なケースへの支援及び地域の支援者に対する支援を受け持つという、地域の支援者とセンター等との適切な役割分担の確立を図ることを目的とする。

5 実施内容

(1) 研修内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

ア 看護職員等向け研修（重症心身障がい）

① 趣旨

看護職員等に対して、重症心身障がい児・者の健康状態を的確に把握し、適切な看護を行う技能を身につけるための研修を行う。

② 受講対象者

訪問看護ステーション等に勤務する看護師を対象とする。ただし、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等で在宅の障がい児・者への支援に従事する者であって、本研修を受講のうえは当該受講者の勤務する事業所等において重症心身障がい児・者の受入を強化する方針である場合は、看護師以外の者の受講も可とする。

③ 実施回数と実施か所数

盛岡圏域において、４回の研修を実施し、全課程の研修を受講した者を修了者とする。

イ 相談員等向け研修（発達障がい）

① 趣旨

相談員等に対して、発達障がいの特性及び支援技法を理解したうえで、本人、家族等のニーズを的確に把握し、適切なサービスを紹介するための研修を行う。

② 受講対象者

相談支援事業所等に勤務する相談支援専門員を対象とする。ただし、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、訪問看護事業所等で在宅の障がい児・者への支援に従事する者であって、本研修を受講のうえ当該受講者の勤務する事業所等において発達障がい児・者の受入等を強化する方針である場合は、相談支援専門員以外の者の受講を認める。

③ 実施回数と実施か所数

盛岡圏域において研修を4回実施し、全課程の研修を受講した者を修了者とする。

ウ フォローアップ研修

① 受講対象者

- ・上記ア、イのいずれかの研修受講者。なお、平成27年度から令和2年度までの研修受講者を含む。
- ・平成27年度から平成30年度に実施した相談員等研修（重症心身障がい）受講者を含む。

② 開催方法

- ・希望者を対象に県内1か所でフォローアップ研修を実施する。

(2) 実施項目

上記アからウまでの内容の実施のために、受託者が実施する項目は以下のとおりであること。

ア カリキュラムの策定（主な項目については、別表を基本として検討すること。）

イ 講師の人選、手配

ウ 会場の調整

エ 受講者の募集（県からも研修の周知に努めること。）

オ 研修資料の取りまとめ、必要な機材等の手配

カ 研修の当日対応、記録、受講者アンケート実施

キ 受講者へのフォローアップ（復習、中間課題等の支援）を行う。フォローアップ研修の実施については、別表第2を基本として検討すること。

6 業務計画書の提出について

受託者は、業務を実施するに当たり、令和2年3月23日（月）までに「令和2年度重症心身障がい・発達障がい支援者育成業務計画書」（別紙様式）を提出し、知事の承認を得ること。

また、業務実施中に業務計画の変更を要する場合には、その旨知事に協議すること（様式任意）。

7 業務実施の報告

業務実施後に、契約書により定める様式に基づき、業務実績及び収支精算額を県に報告する。業務実績については、上記5に掲げる業務内容の成果及び収支精算（支出書類等写しを含む）を中心に取りまとめること。

8 納入物と著作権の取扱い

(1) 納入物

実績報告書及び収支精算額の報告書の他に、受託者は研修資料、受講者アンケートを納入すること。

(2) 著作権の取扱い

ア 納入物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以

下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を当該著作物の引き渡し時に県に無償で譲渡する。

イ 業務を行うに当たって、著作権等の権利の対象となるものを使用するときは、その使用に関する一切の責任は受託者が負うものとする。

9 費用

(1) 委託料に含まれる経費

本業務の委託料は、人件費、研修経費(謝金、旅費、需用費、消耗品費等)その他の本業務実施に伴い発生する業務に係る一切の経費を含むものとする。

(2) 委託料の充当対象

本業務に従事する職員については本業務への専従を要件としないが、障害児入所給付費、障害児通所給付費、介護給付費、訓練等給付費、障害児施設措置費、市町村地域生活支援事業その他の本業務以外の事業等において支弁される経費をもって配置している従業者の人件費に対しては、本業務の委託料を充当しないこと。

10 留意事項

本業務の実施に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知)第3に規定する合理的配慮について留意すること。

別表第1 カリキュラム

研修の種類	内 容		
看護職員等向け研修(重症心身障がい)	1回目	障がいの特性の理解と支援技法(医療的ケア等)	7時間程度
	2回目	支援技法各論①(床ずれ予防、姿勢援助等)	7時間程度
	3回目	支援技法各論②(酸素吸入、急変時の対応等)	7時間程度
	4回目	実地研修、達成度チェック、修了	7時間程度
相談員等向け研修(発達障がい)	1回目	障がいの特性の理解と支援技法(構造化等)	7時間程度
	2回目	支援技法各論①(幼児期、学齢期の支援)	7時間程度
	3回目	支援技法各論②(青年期、成人期の支援)	7時間程度
	4回目	実地研修、達成度チェック、修了	7時間程度

※ 県と受託者の協議によって変更する場合があること。

別表第2 フォローアップ研修

研修の種類	内 容	
フォローアップ研修	① 受講対象者 <ul style="list-style-type: none"> 5(1)のア、イのいずれかの研修受講者。なお、平成27年度から令和2年度までの研修受講者の受講を含む。 平成27年度から30年度に実施した相談員等研修(重症心身障がい)受講者を含む。 ② 開催方法 <ul style="list-style-type: none"> 希望者を対象に県内1箇所フォローアップ研修を実施する。 	7時間程度

※ 県と受託者の協議によって変更する場合があること。

(別紙様式)

令和2年度重症心身障がい・発達障がい支援者育成業務計画書

第 号
令和2年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

所 在 地：
団 体（法人等）名：
代 表 者 職・氏 名： 印

このことについて、下記のとおり策定しましたので協議します。

記

項 目	内 容	
研修内容（骨子）		
職員体制 （予定者）	研修事務局職員： 名 （配置予定者の氏名、経歴、資格等を記載した書面を添付のこと）	
業務運営計画 （仕様書に掲げる実施 項目ア～キに応じて、項 目ごとに具体的な業務 計画を記載してくださ い。）	ア	カリキュラムの策定
	イ	講師の人選、手配
	ウ	開催地の決定、会場の 調整
	エ	受講者の募集
	オ	研修資料の取りまと め、必要な機材等の手配
	カ	研修の当日対応、記録、 受講者アンケート実施
	キ	受講者へのフォローア ップ（フォローアップ研 修の実施）

※ 収支予算書（様式任意）を添付すること。

看護職員等向け研修（重症心身障がい）及び相談員等向け研修（発達障がい）ごとに
適宜様式をコピーして別葉として差支えないこと。